

かごしまで看護のお仕事推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の看護人材の一層の確保を図るため、医療機関等を運営する開設者等に対し、鹿児島県外に在住する者を雇用するための転居等に対する就業支援助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとし、その交付については、鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成26年12月18日制定。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「医療機関開設者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院の開設者（県知事及び市町村長を除く。）
 - イ 法第1条の5第2項に規定する診療所の開設者
 - ウ 法第2条に規定する助産所の開設者
- (2) 「介護サービス事業者等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令の規定により、置くべき看護師の員数が定められている事業を行う者をいう。
- (3) 「医療機関等」とは、前2号に規定する者が運営する県内の施設をいう。

(就業支援助成金の交付)

第3条 就業支援助成金は、医療機関開設者及び介護サービス事業者等（以下「開設者等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者として雇用した者（以下「就業者」という。）に対し、就業支援に新たに取り組む開設者等又は就業支援を拡充して取り組む開設者等に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること
 - ア 開設者等から採用決定を受けた際に、鹿児島県外に居住していたこと。
 - イ 開設者等から採用決定を受けた後、雇用開始日までに本県に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）第22条第1項に規定する転入をいう。）をし、本県の区域内に住所を有すること。
 - ウ 暴力団（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - エ その他県知事が不相当と認める者でないこと。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること
 - ア 看護師等の免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第205号）第7条及び

第8条に規定する免許をいう。)を有し、医療機関等において看護職員として就業している者。

イ 3親等以内の親族が医療機関等の代表者、取締役等の経営を担う職務を務めていない者。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて医療機関等に就業している者。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業である者。

(就業支援助成金の額)

第4条 就業支援助成金の額は、開設者等が就業者に支給した就業支援金の実支払額とし、1人当たり250,000円を上限とする。

(就業支援助成金の交付申請)

第5条 就業支援助成金の交付を受けようとする開設者等は、就業者に就業支援助成金を支給した年度内に、交付要綱第4条により知事に申請しなければならない。

2 前1項の申請時に、第3条及び第9条の要件を満たすことを証する書類として、次に掲げるものを添付することとする。

- (1) 就業支援に新たに取り組んだこと又は就業支援を拡充して取り組んだことを証する書類
- (2) 就業者の要件該当調査に係る申告書兼同意書
- (3) 開設者等が就業者に就業支援助成金を支給したことを証する書類の写し
- (4) 就業者の看護師等の免許証の写し
- (5) 雇用契約書の写し
- (6) 県税の未納なし証明書

(就業支援助成金の交付の決定等)

第6条 知事は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、交付要綱により就業支援助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(就業支援助成金の支払い)

第7条 就業支援助成金は、就業支援助成金を交付する旨の決定を受けた者の請求により、原則として請求日から30日以内に支払うこととする。

(就業支援助成金の返還)

第8条 知事は、就業支援助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該交付を受けた就業支援助成金の返還を命じるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事業があるものとして知事が認めたときは、この限りでない。

- (1) 就業支援助成金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合
- (2) 就業者が申請日から1年以内に医療機関等を退職した場合

(適用除外)

第9条 知事は、県税を滞納している開設者等には、助成金を交付しない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。